施術所開設の手引き

1 開設の流れ

あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

①	事前相談	開設に伴うご相談は、メールでお問合せいただくか、直接窓口にお越しください（要予約）。
②	開　　設	施設の準備が整い、施術を開始できる状態をいいます。（いわゆる開店日ではありません）
③	開 設 届	開設後１０日以内に札幌市保健所医務薬事課に届出ください。
④	開設届出済証交付	必要事項がもれなく記載されていることを確認後、交付いたします。
⑤	現地確認	届出内容と相違ないか、保健所職員が現地に確認に伺います。

2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第２５条及び柔道整復師法施行規則第１８条により構造設備基準が設けられていますので、開設にあたっては、下記の事項に適合するようにしてください。

１　６．６㎡以上の専用の施術室を有すること。
２　３．３㎡以上の待合室を有すること。
３　施術室は室面積の１/７以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。
４　施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

※　あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業を行う施術室と、柔道整復業を行う施術室の共用は、原則できません。待合室の共用は可能です。

3 衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第２６条及び柔道整復師法施行規則第１９条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分配慮してください。

１　常に清潔を保つこと。
２　採光・照明及び換気を十分に行うこと。

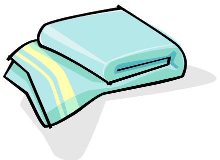
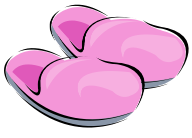

4-1 提出書類について～開設の手続き

施術所開設届に添付書類を添えて、<u>**開設後 10 日以内**</u>に札幌市保健所医務薬事課へ提出してください。

■提出方法

オンライン申請、郵送※1 又は直接窓口（要予約）へご提出ください。

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類</th><th>部数</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">施術所開設届</td><td>2</td><td>受付印を押した副本が必要ない場合は、１部</td></tr>
<tr><td rowspan="5">添付書類</td><td>施術所の平面図</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"><u>①～③について記載された平面図を持参ください。</u>
①施術室と待合室の場所及びその寸法と面積
②換気設備の位置（換気設備がない場合は、施術室に面した窓の開口部の寸法と面積）
③水回りの位置
換気設備とは
：換気扇、集中換気設備（換気口のみは不可）
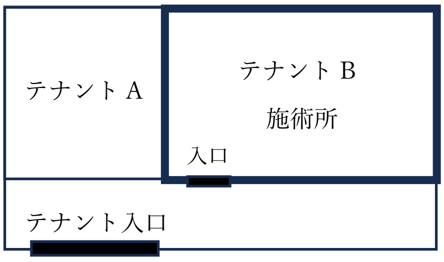
《フロア図例》
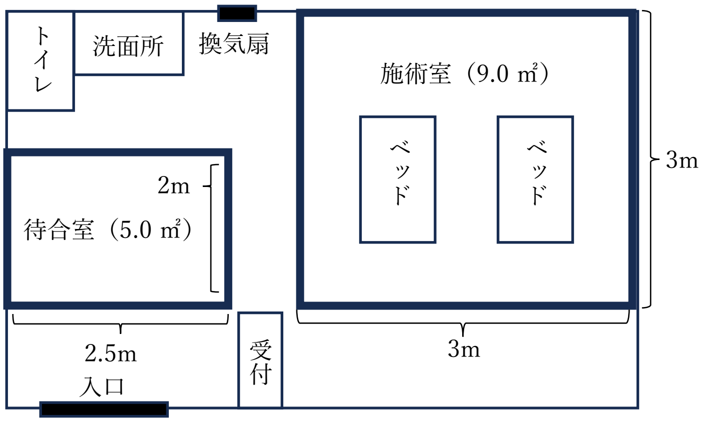
《平面図例》</td></tr>
<tr><td>ビルやテナント等のフロア図</td><td>1</td><td>ビルやテナント内等に開設する場合</td></tr>
<tr><td>施術所への案内図</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>定款の写し又は登記事項証明書の写し</td><td>1</td><td>開設者が法人の場合</td></tr>
<tr><th colspan="2">持参書類</th><th>部数</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">開設者の身分証明書（運転免許証等）の原本</td><td></td><td>開設者が個人の場合（※2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務に従事する施術者の資格証の原本</td><td></td><td><u>施術者全員分の資格証の原本をご持参ください。</u>（※2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務に従事する施術者の身分証明書（運転免許証等）の原本</td><td></td><td><u>施術者全員分の身分証明書の原本をご持参ください。</u>
※施術者の身分証明書の原本持参が難しい場合は、開設者が原本照合した写しの提出も可能です。
①～④を満たした写しを持参ください。
①原本と照合するに相違ない旨
②開設者氏名
③原本照合を行った日付
④開設者の印鑑（法人の場合は代表印）を押印</td></tr>
</table>

4-2 提出書類について～変更の手続き

施術所開設変更届に添付書類を添えて、変更後 10 日以内に札幌市保健所医務薬事課へ提出してください。

■提出方法

オンライン申請、郵送[※1]又は直接窓口（要予約）へご提出ください。

変更事項	提出書類	部数	■添付書類　□持参書類
構造設備	施術所開設変更届	2	■施術所の変更前後の平面図
業務に従事する施術者の変更	施術所開設変更届	2	■変更前後の施術者一覧表 新しく追加する施術者の □資格証の原本[※2] □身分証明書（運転免許証等）の原本
施術所名称の変更	施術所開設変更届	2	
開設者の住所変更	施術所開設変更届	2	■登記事項証明書の写し等

- 受付印を押した副本が必要ない場合は、提出部数は１部でかまいません。
- 開設者が変更となる場合や、施術所が移転する場合は、廃止・新規の手続きとなります。

※１　郵送で届出される場合

受付印を押した写しが必要な方は、必要書類の他、副本と、返信先の住所を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。また、連絡先と担当者がわかるよう届出書の余白等に記入をお願いします。

※２　オンライン又は郵送で届出される場合

①持参書類について

開設者の責任のもと、開設者が次の(1)～(4)を満たした原本証明を行い添付してください。

(1) 原本と照合するに相違ない旨、(2) 開設者氏名、(3) 原本照合を行った日付
(4) 開設者の印鑑（法人の場合は代表印）を押印

②開設届出済証受取時の注意事項（個人開設の場合）

開設届出済証を保健所に受け取りに来る際に、開設者の身分証明書の原本（及び開設者が施術をする場合は、各資格証の原本）をご持参ください。なお、保健所職員が現地にお伺いする際にご準備いただければ、その場で確認することも可能です。

5「あはき・柔整広告ガイドライン」について

令和７年２月 18 日に厚生労働省から「あはき・柔整広告ガイドライン」が発出されました。施術者の皆様におかれましては、<u>内容を確認していただき、ガイドラインに合致した広告をしていただきますようお願いいたします</u>。

■広告の内容について、ご質問・ご相談がある場合

メール又は電話でお問い合わせいただくか、直接窓口にお越しください（要予約)。

《メールの場合》
メールでご相談いただく場合は、
メール本文に①～④をご記入ください。

（①氏名 ②電話番号 ③開設している（予定の）区
④相談内容（画像の添付も可））

←ガイドラインの
ダウンロードはこちらから

札幌市　施術所広告

6 よくある質問＆回答集～施術所 FAQ～

札幌市公式ホームページ内に、「よくある質問＆回答集～施術所 FAQ～」ページを新設しました。手続き等についてご不明な点がございましたら、本ページをご活用ください。

←FAQ は
こちらから

札幌市　施術所 FAQ

7 来所予約について

窓口に来所される場合は、事前に予約が必要です。来所予約フォームから、事前に来所予約をお願いします。

※　予約なく来所された場合は、お待ちいただく場合がございます。
※　３営業日以内、土日祝日、指定時間外の予約は承りかねます。

←予約フォームは
こちらから

札幌市　施術所

8 届出書提出先・お問合せ

届出書の提出・お問い合わせは、下記までお願いいたします

札幌市保健所医務薬事課医務係

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目　WEST19　３階

電話：011-622-5162

（平日８時 45 分～17 時 15 分
※土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月３日）を除きます。）

FAX：011-622-5168

メール：imu@city.sapporo.jp

①氏名 ②電話番号 ③開設している（予定の）区 相談内容（画像の添付も可）をご記入ください

←オンライン申請ページはこちらから

札幌市 施術所 電子申請

←様式のダウンロードはこちらから

札幌市　ダウンロード